

平成25年3月27日
新潟市契約課

入札参加者各位

契約時における暴力団排除に関する誓約書の提出について（お願い）

本市における暴力団排除を推進し、市民の安全・安心な生活を確保し、社会地域活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成25年4月1日から新潟市暴力団排除条例が施行されます。

この条例の施行に伴い、新潟市が発注する工事・建設コンサルタント業務委託の契約締結時に受注者自らが暴力団員及び暴力団と密接な関係者ではない旨の誓約書を提出していただくことといたしました。

つきましては、条例の趣旨をご理解いただき、誓約書の提出についてご協力をお願いいたします。

記

1. 誓約書提出対象案件

- (1) 建設工事：予定価格250万円以上の案件に係る契約
- (2) 建設コンサルタント：予定価格100万円以上の案件に係る契約

2. 誓約書様式について

誓約書の様式は契約課ホームページ 入札関係様式集に掲載いたします。

3. 提出方法等

- (1) 提出の負担軽減を図るため、年度最初に契約した案件は誓約書原本を提出していただき、以後の契約時には写しの提出でかまいません。
- (2) 一般競争入札の場合は、資格審査書類提出時に提出願います。
- (3) 指名競争入札の場合は、契約書持参時に提出願います。

4. 適用年月日

平成25年4月1日以降契約する案件から適用する。